

高岡市地域防災計画（基本編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="379 514 967 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="578 695 774 758">基本編</p> <p data-bbox="477 1577 875 1629">令和3年8月改定</p>	<p data-bbox="1626 514 2214 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="1825 695 2021 758">基本編</p> <p data-bbox="1724 1577 2122 1629">令和4年__月改定</p>	

# 第1章 高岡市地域防災計画の策定方針

## 第1～2節 (略)

## 第3節 計画の内容

### 第1 基本方針

#### 1 災害予防

(1)～(2) (略)

#### (3) 防災の体制づくり

各種災害の情報収集・伝達体制の整備、救援・救護体制の整備、緊急輸送体制の整備、避難対策及び孤立集落の予防(追加)等、自発的支援の受入れにより防災活動体制を整備する。さらに、災害に対する調査研究を実施する

#### (4) 減災に向けた「備え」の実践と地域防災力の向上

過去の災害及び対応の教訓に学び、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

#### 2 災害応急対策

#### (1) 応急活動体制の整備

発災直後又は災害が発生する恐れがある場合、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。さらに、広報活動を実施し、市民に対して情報を迅速、的確に伝達するとともに、災害に関する情報の周知徹底を図る。

(2) (略)

#### (3) 避難対策と救援・救護活動

(略)

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用 やその場合受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。

# 第1章 高岡市地域防災計画の策定方針

## 第1～2節 (略)

## 第3節 計画の内容

### 第1 基本方針

#### 1 災害予防

(1)～(2) (略)

#### (3) 防災の体制づくり

各種災害の情報収集・伝達体制の整備、救援・救護体制の整備、緊急輸送体制の整備、避難対策及び孤立集落の予防、災害対応業務のデジタル化の促進等、自発的支援の受入れにより防災活動体制を整備する。さらに、災害に対する調査研究を実施する。

#### (4) 減災に向けた「備え」の実践と地域防災力の向上

過去の災害及び対応の教訓に学び、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

#### 2 災害応急対策

#### (1) 応急活動体制の整備

災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。さらに、広報活動を実施し、市民に対して情報を迅速、的確に伝達するとともに、災害に関する情報の周知徹底を図る。

(2) (略)

#### (3) 避難対策と救援・救護活動

(略)

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

(4)～(5) (略)

3 (略)

第2～4 (略)

第4節 (略)

第2章 防災関係機関等の責務

第1節 (略)

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

第1 (略)

第2 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u> 7～8 (略)
(略)	(略)

第3～4 (略)

第5 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
北陸電力送配電株	1 (略) 2 災害時における電力供給に関すること
(略)	(略)

第6～7 (略)

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)

で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

(4)～(5) (略)

3 (略)

第2～4 (略)

第4節 (略)

第2章 防災関係機関等の責務

第1節 (略)

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

第1 (略)

第2 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1～5 (略) <del>6 津波予報の伝達に関すること</del> 7～8 (略)
(略)	(略)

第3～4 (略)

第5 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)
<u>楽天グループ株式会社</u>	<u>1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること</u>
北陸電力送配電株	1 (略) 2 災害時における電力供給の確保に関すること
(略)	(略)

第6～7 (略)

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)

県地域防災計画の改定に伴う修正

現状に合わせた追記

県地域防災計画の改定に伴う修正

<p><u>(追加)</u> 自主防災組織</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に係る知識の普及に関すること</li> <li>2 災害等の発生時における情報の収集伝達、救出・救護活動・避難誘導・初期消火等災害応急対策活動に関すること</li> <li>3 防災訓練の実施に関すること</li> <li>4 防災用資材の備蓄に関すること</li> <li>5 避難行動要支援者に対する避難支援に関すること</li> </ol>	<p><u>防災関係機関</u> <u>富山県防災士会</u> 自主防災組織</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に係る知識の普及に関すること</li> <li>2 災害等の発生時における情報の収集伝達、救出・救護活動・避難誘導・初期消火等災害応急対策活動に関すること</li> <li>3 防災訓練の実施に関すること</li> <li>4 防災用資材の備蓄に関すること</li> <li>5 避難行動要支援者に対する避難支援に関すること</li> </ol>	<p>現状に合わせた追記</p>
<h3>第3章 高岡市の防災体制</h3>		
<h4>第1節 高岡市防災会議</h4>		
<p>(略)</p>		
<h4>第1～2 (略)</h4>		
<h4>第3 事務局</h4>		
<p>事務局は、高岡市総務部<u>総務課危機管理室</u>とする。</p>		
<h4>第2～3節 (略)</h4>		
<h4>第4節 広域応援体制の整備</h4>		
<p>1 都市間協定 (略) このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、<u>併せて受援計画を作成するなど</u>、災害に備えて万全を期する。 (略) そして、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>発災時</u>における円滑な活用の促進努めもとする。</p>	<p>1 都市間協定 (略) このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。 (略) そして、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>災害時</u>における円滑な活用の促進努めもとする。</p>	<p>現状に合わせた修正 (R4.5 受援計画作成済)</p> <p>県地域防災計画の改定に伴う修正</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p><u>(追加)</u></p>	<p><b>3 相互応援体制の整備</b> <u>大規模災害の発災時に県と連携し、他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的支援を円滑に受け入れるため、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「高岡市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</u> <u>そして、市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>現状に合わせた追記</p>
<h3>第4章 本市の概況及び災害の危険性</h3>		
<h4>第1節 本市の概況</h4>		
<h4>第1 (略)</h4>		

## 第2 社会的条件

### 1 人口及び産業

本市の人口は、約17万2千人(平成29年度末)で、県内では富山市に次ぐ人口規模で県西部地域の中核的都市となっているが、減少傾向が続いており、今後、少子高齢化の進展や転出超過の状況で推計すれば、平成32年度の本市の人口は、16万5千人を割り込むと予想されるが、様々な施策に積極的に取り組むことによって、社会動態を平成32年までに均衡状態とし、その後は転入超過とすることで人口を維持することとしている。

産業は、銅器、漆器などの伝統産業とアルミ、化学、パルプ・紙などの近代産業が相まって、日本海沿岸を代表する工業都市として発展してきたが、バブル経済崩壊後の厳しい経済情勢下で企業活動は、長期の停滞を余儀なくされ、製造品出荷額等が減少してきた。ここに来て近年、緩やかな回復基調にあり、また、新規産業の創出や既存企業の新事業進出といった芽も出始めてきている。

### 2 (略)

## 第2節 本市の災害の危険性

### 第1 地震災害の危険性

#### 1 過去の地震被害

(略)

1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計507回(2020年9月末現在)あり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも有感地震の少ない県である。(第4章第3節「富山県における震度3以上有感地震一覧表」参照)

#### 2～7 (略)

### 第2～6 (略)

## 第3節 高岡市における過去の災害

(略)

富山県における震度3以上有感地震一覧表

発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
(略) <u>(追加)</u>				

震度5弱：1回、震度4：9回、震度3：48回(1933年～2021年3月)

出典：富山地方気象台資料

## 第2 社会的条件

### 1 人口及び産業

本市の人口は、約16万7千人(令和3年度末)で、県内では富山市に次ぐ人口規模で県西部地域の中核的都市となっているが、減少傾向が続いており、今後、少子高齢化の進展や転出超過の状況で推計すれば、令和7年度の本市の人口は、16万2千人を割り込むと予想される。住みやすく、活動しやすい地域をつくることにより、転出の抑制と転入の促進を図り、社会動態は均衡を保ちつつ、政策努力により若い世代の社会動態の増加、人口減少の抑制を目指す。

産業は、銅器、漆器などの伝統産業とアルミ、化学、パルプ・紙などの近代産業が相まって、日本海沿岸を代表する工業都市として発展してきたが、バブル経済崩壊後の厳しい経済情勢下で企業活動は、長期の停滞を余儀なくされ、製造品出荷額等が減少してきた。ここに来て近年、緩やかな回復基調にあり、また、新規産業の創出や既存企業の新事業進出といった芽も出始めてきている。

### 2 (略)

## 第2節 本市の災害の危険性

### 第1 地震災害の危険性

#### 1 過去の地震被害

(略)

1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計543回(2022年6月末現在)あり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも有感地震の少ない県である。(第4章第3節「富山県における震度3以上有感地震一覧表」参照)

#### 2～7 (略)

### 第2～6 (略)

## 第3節 高岡市における過去の災害

(略)

富山県における震度3以上有感地震一覧表

発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
(略)				
<u>// 4年 3月 8日</u>	<u>3</u>	<u>4.8</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>—</u>
<u>// 4年 6月 19日</u>	<u>3</u>	<u>5.4</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>—</u>
<u>// 4年 6月 20日</u>	<u>3</u>	<u>5.0</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>—</u>

震度5弱：1回、震度4：9回、震度3：51回(1933年～2022年6月)

出典：富山地方気象台資料

時点修正

時点修正

時点修正

1 風水害・土砂災害・火災

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(追加)					

2 地震（津波）（略）

3 雪害（略）

第4節 減災目標

(略)

1 (略)

2 まちづくり指標

まちづくり指標	
校下（地区）連絡協議会設置数	基準値(H27)18地区 → 目標値(H33)36地区
わがまち訓練の実施地区数	基準値(H27)6地区 → 目標値(H33)36地区
デジタル化に対応した防災行政無線子局設置数	基準値(H27)87局 → 目標値(H33)142局

1 風水害・土砂災害・火災

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2018	平成30年8月31日	土砂災害	豪雨	二	避難勧告（伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、福岡、石堤） 住宅一部破損1棟
2018	平成30年9月4日	風水害 土砂災害	台風21号	二	避難準備、高齢者等避難開始（伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、福岡、石堤） 住宅一部破損10棟
2019	令和元年8月30日	土砂災害	豪雨	二	避難勧告（五位山、赤丸、石堤、国吉、伏木、古府、太田、守山、二上）
2019	令和元年10月12日	土砂災害	台風19号	二	避難準備、高齢者等避難開始（守山、二上、伏木、古府、太田、国吉、石堤、西五位、赤丸、五位山） 自主避難所(河川災害) 20地区
2021	令和3年8月13～15日	土砂災害	豪雨	二	避難指示（五位山(沢川)） 高齢者等避難（石堤(勝木原、西広谷、山川)、五位山(小野、五位、橋丘、西明寺)、赤丸(花尾)）

2 地震（津波）（略）

3 雪害（略）

第4節 減災目標

(略)

1 (略)

2 まちづくり指標

まちづくり指標	
防災士の登録者数	基準値(R2)206人 → 目標値(R8)408人
総合防災訓練の実施地区数	基準値(R3)6校区 → 目標値(R8)12校区 (中学校区)
まるごとまちごとハザードマップの整備地区数	基準値(R3)1校区 → 目標値(R8)25校区 (小学校区)

時点修正

現状に合わせた修正